

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 8 月

裁判例紹介



監修：弁護士 [上田 淳史](#)
文責：弁護士 [亀家 貴志](#)

【判決要旨】

自動車保険契約の人身傷害条項が、保険金請求権者について、同条項の適用対象となる事故によって損害を被った「被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」と定めている場合において、この定めによって保険金請求権者が定まる人身傷害保険金のうち、上記の被保険者が上記の事故により死亡したときに生ずる保険金の請求権は、同人の相続財産に属するとされた事例¹。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、A が車両を運転中に自損事故を起こして死亡したところ、A の第一順位の相続人は A の子らであったが、同人らが相続放棄したことから、A の相続人となった A の母 B（B の死亡後は B の相続人である X ら）が、当該車両に係る自動車保険契約の保険者である Y 損害保険株式会社（以下、「Y 社」という。）に対し、当該保険契約に適用される普通保険約款中の人身傷害条項（以下、「**本件人身傷害条項**」という。）に基づく A の人身傷害保険金の請求権を相続により取得したと主張し、人身傷害保険金の支払いを求めて提起した事案である。

2 事実関係の概要

(1) 事実経過

A が代表者を務める会社は、平成 31 年、Y 社との間で、本件人身傷害条項のある普通保険約款が適用される自動車保険契約を締結した。A は、令和 2 年 1 月、この保険契約の被保険車両を運転中に自損事故を起こし、これにより死亡した。

B は、本件人身傷害条項に基づき、Y 社に対し死亡保険金（被保険者が人身傷害事故により死亡した場合に生ずる人身傷害保険金をいう。以下同じ。）の支払を請求したが、Y 社は、保

¹ 「死亡保険金請求権は相続財産」 [三井住友海上の敗訴確定—最高裁：時事ドットコム](#)

險金請求権は「相続放棄をした子ら」に原始的に帰属するものであり、相続財産には含まれないとして支払を拒否した。

(2) 本件人身傷害条項の定め（概要）

ア 保険金を支払う場合（1条）

Y社は、急激かつ偶然な外来の事故（被保険車両の運行に起因する事故等に限る。）により被保険者が身体に傷害を被ること（以下、「**人身傷害事故**」という。）によって、被保険者又はその父母、配偶者若しくは子が被る損害に対して、保険金請求権者に人身傷害保険金を支払う。

イ 被保険者（2条(1)）（省略）

ウ 保険金請求権者（3条）

保険金請求権者は、人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者とする。

（ア）被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする（以下、「**本件条項①**」という。）。

（イ）被保険者の父母、配偶者又は子（以下、「**本件条項②**」という。）

エ 損害の額の決定（6条）

人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、被保険者に、傷害を被った直接の結果として、①治療を要したことによる損害、②後遺障害が発生したことによる損害、又は③死亡したことによる損害が発生したときに、損害の区分ごとに、それぞれ人身傷害条項損害額基準（以下、本件人身傷害条項に定めるもの以外のものを含めて「**本件損害額基準**」という。）により算定された金額の合計額とする。

〔注〕本件損害額基準の死亡による損害に関する定めは次のとおりである。

（ア）葬儀費は、60万円とする。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合には、120万円を限度に必要なかつ妥当な実費とする。

（イ）逸失利益は、原則として、収入額から生活費を控除した額に就労可能年数に対応するライプニッツ係数を掛けて算出する。

（ウ）被保険者の死亡により「本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた精神的苦痛等による損害」である精神的損害の額は、被保険者の属性別に、①被保険者が一家の支柱である場合は2000万円、②被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上のときは1500万円、③被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のときは1600万円とする（以下、本件人身傷害条項に定めるもの以外のものを含めてこれらの金額を「**本件精神的損害額**」と総称する。）。

（エ）その他の損害は、人身傷害事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

【論点】

1 死亡保険金の請求権の帰属

本件条項①のもとで、被保険者死亡時の死亡保険金請求権が、相続財産に属さず法定相続人が原始的に取得するか（原始取得説）、被保険者の相続財産に属し相続人が承継取得するか（承継取得説）。

2 保険金請求権者となる近親者が存在することが死亡保険金の額に及ぼす影響

仮に相続人が上記の死亡保険金の請求権を取得している場合、本件精神的損害額のうち、被保険者の承継人が死亡保険金として請求できる額について、被保険者の死亡により精神的損害を受けた被保険者の近親者が存在することは死亡保険金の額に影響を及ぼすか。

【訴訟の経過】

1 第一審（東京地判令和 5 年 2 月 27 日民集 79 巻 7 号 2837 頁）

第一審は、上記の各論点につき、以下のとおり判示し、X らの請求を一部認容した。

(1) 死亡保険金の請求権の帰属について

「人身傷害保険は、保険者が、人身傷害事故によって、被保険者又はその父母、配偶者若しくは子が被る損害に対して、人身傷害条項及び基本条項に従い、被保険者を含む保険金請求権者に人身傷害保険金を支払うとされていることからすると、被保険者との関係では、人身傷害事故によって被保険者に生ずることのある損害を填補することを目的としているというべきであって、…人身傷害保険のうち…死亡保険金に関する部分については、損害保険契約の一類型である傷害疾病損害保険契約（保険法 2 条 7 号）に当たると解される。

そして、傷害疾病損害保険契約については、被保険者の死亡によって生ずる損害を填補するものが存在することを前提に、損害保険契約の規定の適用に係る読替規定を置いている（保険法 35 条）ものの、同法上、損害保険契約において、被保険者以外の者が保険金請求権者となることは想定されていない。また、ある者が死亡したことによって生ずる損害については、当該損害の発生について責任を負う加害者が存在する場合には、死亡した被害者は加害者に対し、死亡によって生ずる当該損害に係る損害賠償請求権を取得するものと解されていること（最判昭和 42 年 11 月 1 日民集 21 巻 9 号 2249 頁参照）に照らすと、法的には、当該損害は、被害者本人に生ずるものと観念されているとみることができる。

そうすると、被保険者が人身傷害事故によって死亡した場合、人身傷害保険の死亡保険金は、被保険者が被る損害を填補するために被保険者に支払われることになるのであって、被保険者の相続人が、被保険者が取得した保険金請求権を、相続により承継的に取得するというべきである。本件条項①の但書の定めは、この趣旨を注意的に定めたものと解するのが相当である。」

(2) 保険金請求権者となる近親者が存在することが死亡保険金の額に及ぼす影響について

「人身傷害条項及び〔本件〕損害額基準によれば、Y 社が人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、人身傷害事故によって被保険者に傷害を被った直接の結果として死亡したことによる損害が発生した場合に、〔本件〕損害額基準により算定された金額の合計額とされ、…保険金請求権者以外の遺族の有無に応じて、精神的損害に係る死亡保険金について、その請求額を制限した定めは見当たらないのであるから、X らが、Y 社に対し、A の精神的損害に係る死亡保険金を全額請求できないとする Y 社の主張は採用できない。

したがって、X らは、Y 社に対し、A の精神的損害に係る死亡保険金を全額請求できる。」

2 控訴審（東京高判令和 5 年 10 月 3 日民集 79 巻 7 号 2859 頁）

一審判決に対して Y 社が控訴するも、控訴審は、Y 社の追加主張に対して以下のとおり判示して控訴を棄却して、一審判決の判断を維持し、X らに各自 1120 万円余の支払を命ずる判決がなされた。これに対し、Y 社は、上告受理申立てをした。

「Y社は、被相続人より承継取得する死亡保険金請求権であれば、被相続人の意思による指定変更を予定した規定があるべきである…旨を主張している…が、保険契約者が被保険者の死後特定の者に原始的に死亡保険金請求権を帰属させることを意図して保険者と保険契約を締結するのであれば、保険契約締結時においてもその後においても保険者に対して当該特定の者を任意に指定することができるものとされるのがその意図に沿ったものであると評価できるのであって、少なくとも、人身傷害保険における死亡保険金請求権が原始的には観念的に当該死亡者に帰属するとの見解を否定する根拠にはならない。…

Y社は、死亡者がその相続人ではない第三者に包括遺贈を行っていた場合に包括遺贈を承継取得であると解すると、当該第三者は本件条項①の「法定相続人」に該当し得ない旨主張する…が、包括遺贈をもって承継取得とみるのであれば、当該受遺者は包括遺贈の範囲で法定相続人と同じ地位を取得したものとみて、死亡保険金を取得するものとみることも可能であると解され、少なくともこれを理由に文言解釈上 Y社の主張するところの原始取得説を採用する必然性があるとはいえない。」

3 上告審（最判令和7年10月30日民集79巻7号2794頁（以下、「本判決」という。））

上告審は、以下のとおり判示し、Y社の上告をいずれも棄却した〔注：①などの数字は筆者によるもの〕。

(1) 死亡保険金の請求権の帰属について

「本件人身傷害条項によれば、人身傷害保険金は人身傷害事故により生ずる損害に対して支払われるものとされ、①本件条項①の柱書は、保険金請求権者を「人身傷害事故により損害を被った」者とする旨を定めている。また、②本件人身傷害条項では、人身傷害保険金を支払うべき損害の額について、損害項目に応じて、これを実費、あるいは、損害の程度等を踏まえた特定の方法により算定される額としており、人身傷害保険金の額は、人身傷害事故により生ずる具体的な損害額に即して定まるものとされている。そして、③損害を填補する性質の金員の支払等がされた場合は、当該金員の額を控除するなどして人身傷害保険金を支払うものとされている。これらの点からすれば、本件人身傷害条項において、人身傷害保険金は、人身傷害事故により損害を被った者に対し、その損害を填補することを目的として支払われるものとされているとみることができる。

そして、④本件人身傷害条項では、人身傷害事故により被保険者が死亡した場合においても、精神的損害につき被保険者「本人」等が受けた精神的苦痛による損害とする旨の文言があり、逸失利益につき被保険者自身に生ずるものであることを前提とした算定方法が定められていることからすれば、死亡保険金により填補されるべき損害が、被保険者自身に生ずるものであることが前提にされているといえる。

以上のような本件条項①の文言、本件人身傷害条項の他の条項の文言や構造等に加え、保険契約者の通常理解を踏まえると、本件条項①は、人身傷害事故により被保険者が死亡した場合を含め、被保険者に生じた損害を填補するための人身傷害保険金の請求権が、被保険者自身に発生する旨を定めているものと解すべきである。本件条項①の但書は、死亡保険金の請求権について、被保険者の相続財産に属することを前提として、通常は法定相続人が相続によりこれを取得することになる旨を注意的に規定したものにすぎないというべきである。

したがって、死亡保険金の請求権は、被保険者の相続財産に属するものと解するのが相当である。」

(2) 保険金請求権者となる近親者が存在することが死亡保険金の額に及ぼす影響について

「本件条項②は、保険金請求権者として、人身傷害事故により損害を被った被保険者の近親者を掲げており、本件損害額基準は、被保険者が死亡した場合の被保険者の近親者の精神的損害について定めているから、被保険者の死亡によって固有の精神的損害を受けた近親者は、本件条項②に基づき、これを填補するための人身傷害保険金の請求権を取得するものと解される。そして、…本件損害額基準では、被保険者の死亡により「本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた」精神的損害の額として、被保険者の属性に応じた区分ごとに単一の金額である本件精神的損害額が定められている。そうすると、⑤本件精神的損害額は、被保険者自身及びその近親者の精神的損害の填補として支払われるべき人身傷害保険金の総額を定めたものと解するのが相当である。

そのうえで死亡保険金の額についてみると、⑥本件人身傷害条項によれば、被保険者の近親者が存在しない場合には、人身傷害事故により死亡した被保険者の精神的損害の額が、本件精神的損害額の全額であることを前提として、死亡保険金の額を算定すべきこととなる。そして、⑦本件条項②により保険金請求権者となる近親者が存在することによって、被保険者が受けた精神的苦痛等が減少するものとはいえず、⑧本件人身傷害条項においても、当該近親者が存在する場合に当該近親者の保険金の額と死亡保険金の額とを調整する旨の定め等は存在しない。加えて、⑨被保険者の近親者が固有の精神的損害について保険金を請求する意思がない場合において、死亡保険金の額が減額されるとすれば、本件精神的損害額の全額に満たない額しか支払われないことになってしまい、本件損害額基準が被保険者の属性ごとに単一の金額である本件精神的損害額を定めていることとそぐわないものといわざるを得ない。これらの点に加え、⑩保険契約者の通常理解を踏まえると、本件人身傷害条項は、被保険者が人身傷害事故により死亡した場合には、被保険者の近親者が存在するときであっても、人身傷害保険金を支払うべき被保険者の精神的損害の額が本件精神的損害額の全額であることを前提として、死亡保険金の額を算定するものとしていると解すべきである。そして、⑪そのように解したとしても、本件人身傷害条項は、死亡保険金の請求権と、本件条項②に基づく被保険者の近親者の保険金の請求権について、Y社が、後者の請求権の金額の範囲内で、全ての保険金請求権者のために各保険金請求権者に対して履行をすることができる旨定めていると解することができるから、Y社において二重払いの負担を負うものではないというべきである。

以上によれば、死亡保険金の額は、人身傷害保険金を支払うべき被保険者の精神的損害の額が本件精神的損害額の全額であることを前提として算定されるべきであって、被保険者の死亡により精神的損害を受けた被保険者の近親者が存在することは死亡保険金の額に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。」

【解説】

1 はじめに

人身傷害保険は、任意自動車保険に付帯される傷害保険であり、自動車事故から生ずる被保険者の身体傷害による損害に対して、自身の過失部分も含めて人身傷害保険金の支払いを受けることができるというファーストパーティ型の保険（被保険者自身が被る損害を補填する保険）である。

人身傷害保険は、その商品特性とそれに起因する独自の約款構造から、人身傷害保険の法的

性質を含め、多岐にわたる法律問題が提起されてきたところ²、本判決は、被保険者が死亡した場合の人身傷害保険金について、請求権の帰属及び近親者固有の精神的損害と被保険者の精神的損害との調整の要否に関して判示した初めての最高裁判決である。

2 死亡保険金の請求権の帰属

(1) 問題の所在

人身傷害保険の約款においては、被保険者のほかに保険金を請求できる者（保険金請求権者）を規定し、この保険金請求権者について、「被保険者」とする一方で、「被保険者が死亡した場合はその法定相続人」とする旨の「注記」、又は本件条項①のような「但書」を設けるのが通例である（以下、本件条項①も含め、当該規定を「**本件約款①**」という。）³。

そのため、被保険者の死亡時には法定相続人が保険金請求権者となるが、その解釈（帰属の方法）については、人身傷害保険契約が保険法の定める契約類型のいずれに当たるかに関連して議論がされていた。

(2) 原始取得説

原始取得説は、被保険者死亡時の保険金請求権が被保険者の相続財産には属せず、法定相続人が自身の固有の権利として原始的に取得するという考え方である。

同説は、死亡保険金が相続財産に含まれると相続債権者による差押えの対象となりうるところ、保険契約者の合理的意思として、死亡保険金が相続債権者の引当財産となるよりも、法定相続人による取得を望むだろうと考える。そして、本件約款①の「被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする」という規定は、法定相続人をあらかじめ保険金受取人として指定したものと解釈する。そのため、原始取得説によると、本件約款①は、「他人のためにする保険契約（第三者のためにする契約）」と理解することになる。

原始取得説に立つと、法定相続人が相続放棄をしたとしても、死亡保険金を固有の権利として受領することが可能となるため、被保険者が多額の債務を負っていたために相続放棄を余儀なくされるような局面においても、遺族の生活原資となる死亡保険金を相続債権者の追及から隔離して確保し得ることとなる⁴。また、同説は、（承継取得説のように）本件約款①が単なる確認規定にすぎないのであれば、これをわざわざ約款で定める必要性は小さく、むしろ遺言等により死亡保険金の帰属を調整できないという誤解を招きかねない指摘する。

もっとも、原始取得説の立場に立つ見解の中でも、人身傷害保険の性質を含め、その理論的根拠（法律構成）は多岐にわたる⁵。

(3) 承継取得説

² 山下徹哉「人身傷害保険の主要論点をめぐる判例の分析——約款解釈の考慮要素に着目して」ジュリスト 70 頁など参照。例えば、近時でも、素因減額を行う場合に人身傷害保険金を支払った保険会社による損害賠償請求権の代位取得の範囲に関する最判令和 7 年 7 月 4 日民集 79 卷 5 号 2155 頁など。

³ 野口タ子「人身傷害保険における死亡保険金請求権の帰属」判例秘書ジャーナル（文献番号 HJ100249）6 頁

⁴ 野口・前掲注 5)10 頁

⁵ 野口・前掲注 5)10 頁では、人身傷害保険の性質を、非典型契約である不定額給付型傷害保険とする見解や傷害疾病定額保険契約と捉える見解、損害保険契約と位置づける見解のほか、人身傷害保険を損害保険契約であると理解したうえで、扶養損害構成により原始取得を認める見解などが紹介されている。これらの見解に対する承継取得説からの反論については、（野口・前掲注 5)14 頁以下及び）遠山聡「判批」ジュリ臨増 1623 号（令和 7 年度重判解）97 頁参照。

これに対し、承継取得説は、人身傷害保険における死亡保険金は、被保険者の相続財産に属し、相続人が承継取得するという見解である。

同説は、人身傷害保険は、被保険者自身が受けた実損害を填補することを目的とするため、請求権も損害を被った主体である被保険者に帰属するとして、人身傷害保険を保険法上の「傷害疾病損害保険契約」（保険法 2 条 7 号）に分類する。そして、死亡保険金は被保険者の事故の瞬間に被保険者自身に発生し、被保険者の死亡時には、その相続財産（遺産）を構成し、法定相続人が承継取得すると考える。

承継取得説によると、本件約款①の「被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする」という規定は、相続という法的な効果を（法律に詳しくない）一般の利用者に分かりやすく説明した「注意的・確認的な規定」にすぎないことになる。また、承継取得構成であれば、遺言・遺贈等により死亡保険金の取得者を任意に選択可能であるところ、本件約款①には保険金請求権者を変更する定めがないため、保険契約者（＝被保険者）が、死亡保険金の取得者が（本件約款①により）法定相続人に固定されてしまうという事態を許容して契約を締結する合理的意思を有していたか疑問であるとする。

(4) 本判決前の議論状況

ア 原始取得説に立つ裁判例⁶

(a) 盛岡地判平成 21 年 1 月 30 日（平成 19 年（ワ）第 333 号）

本件約款①は、「保険金請求権の帰属を明確にするため、被保険者の法定相続人に保険金を取得させることを定めたものと解するのが相当であり、その権利関係は、保険金受取人を法定相続人と指定した場合と異なるところはないから、保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に法定相続人の固有財産に帰属し、被保険者の相続財産には属さないものと解すべきである。」

(b) 東京地判平成 26 年 1 月 30 日（平成 25 年（ワ）第 10626 号）

「保険金受取人を法定相続人と指定した保険契約は、特段の事情のない限り、被保険者死亡の時ににおけるその相続人となるべき法定相続人個人を受取人として指定した、いわゆる他人のためにする保険契約と解するのが相当であるから、その保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に相続人たるべき者が原始的に取得すると解するべきである。」

(c) 東京地判平成 27 年 2 月 10 日（平成 26 年（ワ）第 1458 号）

「本件約款①においては、...「被保険者が死亡した場合は、その法定相続人」との文言が敢えて付加されていることに照らし、本件契約上、被保険者が死亡した場合の保険金請求権者は、被保険者...の法定相続人であると解釈するのが自然かつ合理的である。

保険金請求権が相続財産となれば、被相続人である保険契約者の債権者がこれを引当財産として執行することが可能となるところ、一般的な保険契約者としては、そのような事態に陥るよりは、相続人に取得させることを望むのが通常であると考えることができ、本件約款①も、そのような保険契約者の合理的な意思を考慮して定められたものと解する余地がある。」

イ 承継取得説に立つ裁判例

⁶ なお、これら 3 件の裁判例は、いずれも保険法施行前に締結された保険契約を対象としているとされる（野口・前掲注 5）⁷ 頁参照）。

(d) 東京地判令和2年3月24日（平成31年（ワ）第10352号）

「人身傷害条項全体の枠組みからすれば、人身傷害保険は、人身傷害事故によって生じた損害を填補するために、その損害が生じた者を保険金受取人として保険金請求権を生じさせる内容の保険契約」であり、被保険者の「傷害及び死亡による各損害はいずれも被保険者に生じたと解されるから、いずれについても、被保険者を保険金受取人として保険金請求権を生じさせると解するのが契約当事者の合理的意思に適うというべきである。」

(e) 福岡高判令和2年5月28日判時2480号28頁

「人身傷害補償条項は、被保険者に生じた損害を填補することを目的とするものであり、その保険金額は、〔人身傷害保険〕契約上、上限が定められるのみであって一定額とされておらず、生じた損害の額に即して定まるものとされているから、前記契約の目的を達するため、同条項に係る保険金請求権は、填補すべき損害が生じた主体に帰属するものと解するのが自然である。」

「死亡保険金請求権は、傷害疾病損害保険契約（保険法2条7号）に基づくものと分類され、同法上、損害保険契約において、被保険者以外の者が保険金請求権者となることは想定されていないことに照らしても、〔本件約款①〕の記載は、被保険者が死亡した場合は、これが相続によって承継される旨を、一般の顧客に対して説明する趣旨で、付加的、注意的に述べたものと解される。」

(f) 名古屋地判令和3年7月28日交民54巻4号1034頁

「人身傷害補償特約は、被保険者に生じた損害に対し保険金が支払われるものであり、その保険金額は、一定額とはされておらず、生じた損害の額に即して定まるものとされているから、同特約に係る保険金請求権は、填補すべき損害が生じた主体に帰属すると解するのが自然である。…そして、…被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とする旨の記載は、被保険者が死亡した場合は、これが相続によって承継される旨を、一般の顧客に対して説明する趣旨で、付加的、注意的に述べたものと解される。」

ウ 保険実務の状況

保険実務においては、承継取得説に立った場合には、保険会社において、二重払いの危険を回避するため、相続放棄の有無や遺言内容の確認などが必要となり、事務処理コストが増大することなどから、保険会社の多くは、商品開発当時から原始取得説に立った処理をしているとされる⁷。

エ 小括

本判決前の議論状況を整理すると以下のとおりである。

	原始取得説	承継取得説
議論状況	実務、保険法施行前の裁判例	多数説、保険法施行後の裁判例
人身傷害保険契約の性質	非典型契約である不定額給付型傷害保険契約や傷害疾病定額保険契約など	被保険者の実損害を填補する「傷害疾病損害保険」（保険法2条7号）

⁷ 「判解」判タ1543号17頁（以下、「判タ匿名解説」という。）

約款規定についての当事者の合理的意思の解釈	受取人の指定（他人のためにする契約）を定めた規定であり、これは被保険者の遺族保護の意思を反映している	相続を説明した「注意的・確信的」な規定であり、これは被保険者の取得者を選択したい意思を反映している
各説の帰結 ①相続財産への帰属 ②相続放棄との関係 ③相続債権者との関係	①否定 ②相続放棄をした相続人でも保険金を受け取れる ③相続債権者による差押えは否定	①肯定 ②相続放棄をした者は保険金を受け取ることができない ③相続債権者による差押えを肯定

(5) 本判決の判示

このような議論状況の中で、本判決は、上記のとおり判示して、死亡保険金の帰属につき承継取得説に立つことを明らかにした。

本判決は、本件条項①の文言（上記①）、本件人身傷害条項の他の条項の文言や構造等（上記②～④）及び「保険契約者の通常理解」から、死亡保険金の請求権は被保険者自身に発生し、本件条項①の但書は注意的な規定にすぎないこと、死亡保険金は相続財産に属することを導いている。

上記の「保険契約者の通常理解」の内容は判決文からは明らかではないが、本件人身傷害条項の定めを全体として見れば損害填補型の保険であり、承継取得説が採られていると理解するのが自然であると思われ、それと異なる理解をするのが通常であるといえるだけの事情は見出せないと評価するものといえる⁸。

なお、本判決は、（第一審判決・控訴審判決と異なり）人身傷害保険の法的性質に関しては明言していないが、本判決の説示の内容からすれば、人身傷害保険金に関する人身傷害保険契約は、傷害疾病損害保険契約（保険法2条7号）に分類されることになるものと考えられる⁹。

3 保険金請求権者となる近親者が存在することが死亡保険金の額に及ぼす影響

(1) 問題の所在

人身傷害保険の約款においては、保険金請求権者として、α被保険者（及びその法定相続人）のほかに、本件条項②のように、β被保険者の父母、配偶者又は子（以下、「近親者」という。）が定められることが一般的である（以下、「本件約款②」という。）。そして、本件損害額基準では、通常、精神的損害の額は被保険者の属性別に定められ、被保険者自身の精神的損害と近親者の精神的損害を区別することなく、一律に損害額が定められている。

このような約款条項において、人身傷害保険の被保険者が死亡した場合に、法定相続人が、被保険者の精神的損害に対する保険金として本件精神的損害額の全額を保険金として請求できるのか、本件精神的損害額から近親者固有の精神的損害の分を控除した額しか請求でき

⁸ 山下徹哉「人身傷害保険における被保険者死亡時の保険金請求権」ジュリ 1624 号 68 頁、野口・前掲注 5)16 頁

⁹ 判タ匿名解説 18 頁、野口・前掲注 5)16 頁

ないのが問題となった。

(2) 名古屋地判平成 27 年 9 月 29 日交民 48 巻 5 号 1211 頁

この点につき、名古屋地判（平成 27 年 9 月 29 日）は、人身傷害保険の被保険者が死亡し、その法定相続人（承継人）かつ近親者である子と、近親者である父母が存在する事案について、以下のとおり、被保険者の承継人は、本件損害額基準により算定された精神的損害（2000 万円）のうち、保険者に対し、本件精神的損害額の全額を請求することはできず、近親者が取得すべき部分を控除した金額のみを請求することができると判示した。

「人身傷害条項に基づく各請求権者の保険金請求権は、そもそも債権者の異なる個別の債権であり、…本件約款②が、その個別行使を禁じる趣旨のものとは解されない。そして、人身傷害保険金の請求権は、複数債権者に帰属する金銭債権であり、目的が性質上不可分ということはできないから、別段の意思表示がない限り、各請求権者において、人身傷害条項に基づき算定される個別の損害額に応じた額を行使することができるものと解するのが相当である。」

保険金請求の手續について、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行う旨の約定（以下、「代表者經由請求規定」という。）は、「保険金の請求手續を簡便にするという保険会社の便宜に資するための手續規定にすぎず、権利の帰属や債権の性質に消長をきたすような実体規定とはいえない。」

本件損害額基準により算定された精神的損害の額は、「被保険者本人の死亡慰謝料並びに父母…及び子…の各固有の近親者慰謝料の合計額であるところ、これをどのように分配すべきかについて、〔本件損害額〕基準は何ら触れるところがない。しかし、これは本件約款②が人身傷害保険金の個別請求を想定した規定を欠いているにすぎないからであって、現実には個別請求があったときには、裁判所がその裁量により分配を決定すべきものと解するのが相当である。」

(3) 本判決の判示

ア 本件精神的損害額のうち、被保険者の承継人が死亡保険金として請求できる額については、上記の裁判例のほかは、議論も乏しい状況であった。

イ このような状況において、本判決は、まず、⑤本件精神的損害額は、被保険者自身及びその近親者の精神的損害の填補として支払われるべき人身傷害保険金の総額を定めたものと解するのが相当であると判示した。

ウ そのうえで、⑥近親者がいない場合にも本件精神的損害額全額が支払われること、⑦近親者がいる場合に被保険者の精神的損害が減少するとはいえず、⑧被保険者と近親者との精神的損害額の調整規定もないこと、⑨近親者が固有の精神的損害を請求しない場合に精神的損害額が減額されると本件精神的損害額を単一と定めていることにそぐわないこと、⑩保険契約者の通常理解などをふまえ、被保険者が人身傷害事故により死亡した場合において、被保険者の近親者固有の精神的損害が認められるときには、被保険者及びその近親者の精神的損害の合計額が本件精神的損害額の全額を意味することになると判示した。

エ 本判決は、さらに進んで、「⑪〔上記ウ〕のように解したとしても、本件人身傷害条項は、死亡保険金の請求権と、本件条項②に基づく被保険者の近親者の保険金の請求権につ

いて、Y 社が、後者の請求権の金額の範囲内で、全ての保険金請求権者のために各保険金請求権者に対して履行をすることができる旨定めていると解することができるから、Y 社において二重払いの負担を負うものではないというべきである。」と判示した。

(4) 本判決の解説

ア 近親者が存在することを理由とする減額の否定

本判決は、上記⑥～⑩の理由により、「人身傷害保険金を支払うべき被保険者の精神的損害の額が本件精神的損害額の全額である」として、本件損害額基準に記載された額から、近親者の存在を理由に減額を行わないことを明らかにしたものであり、この点について特段の異論はないようである¹⁰。

このため、被保険者の近親者が、近親者固有の精神的損害について、保険金を請求する意思がない場合や、相続放棄によって法的に請求権を失っている場合であっても、死亡保険金の算定プロセスに影響を及ぼさないことになる。

イ 保険者が二重払いを回避できる根拠

(a) 代表者経由請求規定を根拠とする見解¹¹

保険者は二重払いを回避することができるとする本判決⑪の判示の根拠につき、本件において、Y 社の約款には、保険金の請求に関し「人身傷害保険金の請求は、被保険者ごとに、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします」とする条項（代表者経由請求規定）が置かれていたことから、保険者は、当該代表者に対して保険金の支払いを行うことで、全ての保険金請求権者に対する保険金支払義務を履行したことになるという見解である。この結果、保険者は、被保険者の死亡に対して、本件損害額基準に定める額を超えて支払う必要はなく、二重払いを回避することができる。

(b) 合意による連帯債権であるとする見解¹²

これに対して、本判決（及び第一審判決・控訴審判決）において、本件人身傷害条項に代表者経由請求規定があることを摘示していないから、上記判示は代表者経由請求規定の解釈として導かれたものではないと考えるのが合理的であると指摘する。

そして、「Y 社が、...全ての保険金請求権者のために各保険金請求権者に対して履行をすることができる」と判示している部分は、民法 432 条の規定と類似しており、保険金請求権はその性質上可分であるといえるから、本件人身傷害条項が適用される保険契約という当事者間の合意により、法定相続人の保険金請求権と近親者の請求権とは、近親者の請求権の額の範囲内で連帯債権と設定されたと評価できる。

この場合には、保険者が法定相続人に対し、本件精神的損害額の全額について保険金を支払ったときは、その弁済は絶対的効力を有する（民法 432 条）から、近親者も弁済を受けたことになり、保険者としては二重払いの負担を負わないといえる¹³。

¹⁰ 山下典孝「人身傷害保険の被保険者死亡の場合における人身傷害保険金の帰属」WLJ 判例コラム 363 号（文献番号 2026WLJCC001）7 頁など

¹¹ 山下(典)・前掲 13)7 頁以下、原弘明「判批」法教 548 号 48 頁

¹² 山下(徹)・前掲注 10)70 頁以下

¹³ 山下(徹)・前掲注 10)71 頁は、このような理解に基づき、二重払い回避という点では約款改定は不要であると指摘する。

(c) 検討

上記(b)の見解のとおり、本判決において代表者経由請求規定の存在は摘示されていないため、本判決は、死亡保険金の請求権と本件条項②に基づく近親者の保険金請求権について、後者の請求権の金額の範囲で連帯債権（民法 432 条）とする旨の合意等があると解し、被保険者の承継人は、保険者に対し、死亡保険金として本件精神的損害額の全額を請求することができることを判示したものと考えられる¹⁴。そのため、人身傷害保険約款において、仮に代表者経由請求規定が存在しない場合であっても、本判決の判示は同様に妥当するものと考えられる。

【実務上の意義】

上記の理解に基づけば、本判決の理由付けにおいて、いずれも本件事案に特有の具体的事情は含まれていないことから、本判決の射程は、同様の約款条項を用いる人身傷害保険一般に及ぶものと考えられる¹⁵。

まず、本判決が死亡保険金の請求権の帰属について承継取得説を採用した点につき、従前の保険実務では、原始取得説に基づく運用がされてきたことからすれば、保険会社が（本件人身傷害条項を改定せず）承継取得説に基づく運用へと転換する場合、保険金支払時に遺言書や相続放棄の有無等を確認することが必要になると考えられる¹⁶。また、本判決は、（第一順位の）法定相続人が死亡保険金を受け取ることができる場合における同人による相続放棄の判断に大きな影響を与えるものと考えられ、人身傷害保険の死亡保険金が相続財産に含まれることからすると当該死亡保険金も遺産分割の対象に含める必要があることになる。

次に、保険金請求権者となる近親者が存在することが死亡保険金の額に及ぼさないと判断した点については、その根拠・射程に争いはあるものの、その結論は被保険者の保護と実務の簡明化を図るものといえる¹⁷。もっとも、法定相続人が存在しない場合等に保険者が近親者に支払うべき保険金の額や保険者からの支払後に被保険者の承継人が近親者に対して分与すべき利益額をどのように算定すべきかなどについては本判決の判示からは明らかではなく¹⁸、今後の議論の蓄積を待つ必要がある。

本判決は、一般的な人身傷害条項について、学説上争いがあり、保険実務上の扱いが明確でなかった事項及び裁判例や学説上において詳しく論じられていない事項についての解釈を示したものであって、理論的にも実務的にも重要な意義を有するものと考えられる。

¹⁴ 判タ匿名解説 18 頁も、本判決がこのような見解に立つものと理解できると指摘する。

¹⁵ 山下(徹)・前掲注 10)68 頁、71 頁

¹⁶ もっとも、従前の実務においても、被保険者死亡における人身傷害保険金の請求の場合には、戸籍等を取り付け、相続権者を確認した上で支払手続を行っているため、実務上の影響は大きくないと指摘されている（山下(典)・前掲 13)8 頁）。

¹⁷ 野口・前掲注 5)18 頁

¹⁸ 山下(徹)・前掲注 10)71 頁、判タ匿名解説 18 頁

【監修】



上田 淳史（弁護士）
Email: aueda@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、1998 年弁護士登録。
訴訟・紛争案件を多数取り扱う。2023 年より司法試験・司法試験
予備試験審査委員（民法）を務める。

【文責】



亀家 貴志（弁護士）
E-mail: takashi.kameie@iwatagodo.com

京都大学法学部卒業、京都大学法科大学院卒業、2025 年弁護士登
録。金融（レギュレーション、ファイナンス取引など）、労働、ジ
ェネラルコーポレートなど企業法務全般を取り扱っている。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を
保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。